

令和 8 年 7 月 23 日
新潟県警察本部会計課

質 問 回 答 書

入札に付する事項

新潟県警察学校及び新潟県警察機動隊で使用する電気の供給

入札執行日

令和 8 年 8 月 6 日（木）

No.	質問の内容等	質問の回答
1	入札書と入札内訳書は割印をする必要は ございませんか。また、ホチキス止め・ 袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押 印など、ご指示はございますか。	特に指定はありません。
2	料金算定時及び内訳書作成時における端 数処理（月々の基本料金・従量料金ある いは月次の電力量料金）につきましてご 指定ございますか。	入札書別紙記載例のとおり、基本料金及 び電力量料金はそれぞれ小数点以下第 3 位で切り捨て小数点以下第 2 位まで 記載し、内訳書は各月毎に基本料金と電 力量料金の合計に対して小数点以下切 り捨てを行ってください。
3	契約時において、燃料費等調整額につい て、燃料費等調整額を請求しない料金メ ニュー等での対応は可能でしょうか。	燃料費等調整額を見込まない契約は不 可とします。
4	契約時において、燃料費等調整額につい ては、入札単価算出時に適用した算定諸 元（基準燃料価格、基準市場価格、算定 式等）を契約期間中、継続して適用する 対応で問題ございませんでしょうか。	供給開始日時点の約款を基準にしてく ださい。
5	旧一電が公表する次年度 4 月以降に適用 となる燃調諸元が大幅に変更になる場合 は、弊社システム対応の関係で現行の諸 元を継続するなど協議させていただくこ とがあることをあらかじめご了承ください。	契約期間中に変更があった場合は、契約 書（案）第 15 条に基づく協議とします。
6	弊社請求書様式として燃料費調整単価と 市場価格調整単価は合算され燃料費等調 整単価として表示されますのでご了承い ただけますか。	問題ありません。

7	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し（単価変更）に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	契約書（案）第 15 条に基づく協議とします。
8	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	警察学校でガスヒートポンプ方式による空調設置を予定していますが、消費電力として大きく上昇するものではありません。
9	SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	エバーグリーン・マーケティング株式会社です。
10	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます、毎月の受電月報（30 分データ）の提供は、WEB からのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	請求書に押印省略の要件（発行責任者、発行担当者、連絡先）の記載があり、印刷可能であれば紙の請求書の発行は不要です。請求書受理日を明確にする必要があるため、WEB での確認が可能になりましたらメール等で連絡をしてください。
11	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。	銀行振込です。
12	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	手数料は当方で負担します。
13	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	請求書は警察学校分、機動隊分に分けて発行をお願いします。支払いはそれぞれの請求書に対し、国、県、自動販売機業者分を分割して支払する予定です。なお、金額内訳を記載した振込案内を送付します。

14	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	入札説明書に添付した契約書案を原則としますが、必要と認められる事項について協議に応じます。
15	第 10 条（計量及び検査）第 13 条（料金の支払い）記載では「検査終了後、請求」となっておりますが、実際の業務では 1 日（計量日）の午前 0 時に自動計量され、毎月第 4 営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
16	第 22 条（紛争解決の方法） 定めていない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	条項の追加は致しかねます。
17	第〇条（違約金・・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 2 条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第 2 条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	条項の追加は致しかねます。甲の責に帰すべき事由により発生する違約金については、契約書（案）第 22 条により甲乙協議によるものとします。
18	特定電源割当証明書および非化石証書写しについて、証書発行スケジュールの都合上、提出まで 1～5 ヶ月程度要する場合がありますが、当該運用は可能でしょうか。	仕様書 2 (9) のとおり、特定電源割当証明書は速やかな提出としておりますので、契約期間の半期毎に概ね 2 か月以内に提出してください。
19	特定電源割当計画書および証明書について、全施設の契約電力・使用電力量をまとめた作成でよろしいでしょうか。	仕様書別紙 3 のとおり、警察学校と機動隊で分けて作成してください。 なお、特定電源割当計画書の提出は不要です。

20	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（東北電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。	No.4 のとおり。
21	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
22	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	No.10 のとおり。
23	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。	No.13 のとおり。
24	【請求書の発行について②】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。	No.13 のとおり。

25	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	現在の契約電力は仕様書記載のとおりです。
26	【計量日について】 現在の計量日は契約書（案）に記載のとおり「毎月 1 日」の認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
27	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	No. 9 のとおり。
28	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
29	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご了承いただけますでしょうか。	了承します。
30	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	支払方法は銀行振込です。
31	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	現時点、契約期間中に施設の閉鎖や移転等の予定はありません。仮に途中解約が発生する場合は協議とします。

32	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	No. 7 のとおり。
33	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。 ☆☆☆ 弊社では契約時（落札後）に契約期間分の電力を調達しております。 そのため、将来的に電力価格が下落した場合でも契約単価を引き下げることが難しく、一方で、価格が上昇した場合でも契約単価を引き上げることはございません。（*託送料金、損失率、税金、再エネ賦課金は除きます。）	No. 3 のとおり。
34	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	No. 9、26 のとおり。
35	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
36	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	融雪用電力の契約はありません。
37	融雪設備等は設置されていますか。	融雪設備等はありません。

38	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	別紙―２別添のとおり、提出日としてください。
39	入札額の算定時の力率について、力率 100% で算定してよろしいでしょうか。 (力率割引を考慮する)	そのとおりです。
40	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。	必要があればデータを送付しますので、ご連絡ください。
41	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
42	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	原則として、税込単価で積算してください。なお、別紙―２入札書に記載する入札金額は税抜のため、算出した税込総額を税抜総額にして記載してください。
43	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） ※C・D については入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月 A～D 合算（小数点以下切捨て）	問題ありません。燃料調整費及び再エネ賦課金は入札金額の算定には含めません。 なお、入札金額は税抜です。
44	税込総額→税抜総額にする際、円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
45	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書 1 枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	入札書別紙の月別内訳書等は各施設別に作成してください。

46	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	No.10 のとおり。
47	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード）	No.10 のとおり。
48	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。（ご了承いただけない場合は 【紙請求書による特別対応について】 の回答をお願いいたします。）	No.10 のとおり。電子請求書の場合は押印省略の要件である発行責任者、発行担当者、連絡先の記載が必要です。
49	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。 （長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
50	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
51	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
52	請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。（契約書（案）第 13 条にも記載。）
53	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	了承します。No.13 のとおり。

54	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	①となります。
55	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額は、旧一般電気事業者が公表し適応した値と同値を適用してください。
56	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	No. 6 のとおり。
57	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	No. 7 のとおり。
58	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	供給を受ける電気については、電気価値の指定なし、非化石証書は再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力供給で問題ありません。
59	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FIT と非 FIT の指定は無い（どちらでも可）」という認識でお間違いないでしょうか。	非化石証書はトラッキング有、FIT について指定はありません。 なお、本契約の供給電気の種類については「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす必要がありますので誤りのないようにしてください。
60	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値発行に関して、供給期間が終了する日までに送付することはできませんがよろしいでしょうか。	供給期間が終了する日までに送付する必要はありませんが、別添仕様書記載のとおり、契約期間の半期経過毎に特定電源割当証明書を速やか（概ね 2 ヶ月以内）に提出し、非化石証書は特定電源割当証明書提出後、協議により定めた期間内に提出する必要があります。

61	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値（確約する値ではございません）であれば供給期間終了後 1 ヶ月前後で送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	仕様書 2 (9) のとおり、特定電源割当証明書は供給元電源情報を含め、確定した値のものを提出してください。
62	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承くださいませでしょうか。 例) 契約期間：2026 年 4 月～2027 年 3 月 → 2027 年 8 月以降に 1 年分発行 契約期間：2025 年 11 月～2026 年 10 月 → 2026 年 8 月以降に 5 カ月分（2025 年 11 月～2026 年 3 月分） 2027 年 8 月以降に 7 カ月分（2026 年 4 月～2026 年 10 月分）	No.60 のとおり。
63	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	落札後、落札者が希望する場合に提供します。
64	【30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30 分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設 30 分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	No.63 のとおり。
65	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	No. 8 のとおり。
66	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後に判明した工事については、工事予定日の 2 か月前までには協議を行うようにします。ただし、緊急等やむを得ない場合はこの限りではありません。

67	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果については、開札後速やかに入札者全員の入札金額及び落札者を電話で連絡をします。なお、落札者氏名、住所、落札価格総額を官報にて公表します。
68	参加資格決定通知は発行されますでしょうか。発行される場合、参加資格決定通知の発行方法・発行日も合わせてご教示お願いいたします。	参加資格審査終了後、電話連絡をします。
69	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	落札後の手続に必要な情報については、提供可能です。
70	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に添付した契約書案を原則としますが、必要と認められる事項については甲乙協議によるものとします。
71	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。 支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。 ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	料金の支払いについては、契約書(案)第13条に記載のとおり、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。
72	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	支払遅延利息については、契約書(案)第14条のとおりです。

73	契約書(案)第 14 条「ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。」につきまして、弊社では対応できかねます。ご了承いただけますでしょうか。 ご了承いただけない場合、弊社が落札した際に『甲乙協議の上、』の文言を追加で記載していただくことは可能でしょうか。「ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、『甲乙協議の上、』当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。」	条項の追加は致しかねます。
74	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	No. 7 のとおり。
75	弊社落札の場合、燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 (弊社落札後、東北エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)	そのとおりです。
76	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	請求書払いで、取引先銀行は第四北越銀行です。

77	特定電源割当証明書について、契約期間の半期経過毎に提出することとなっていますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書も、年度1回(6月下旬頃)に提出させていただくことになります。 ご了承いただけますでしょうか。	No.60 のとおり。
78	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3(4)のとおり、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、需要場所を供給区域としている旧一般電気事業者が定める電気標準約款等によるため、別途の契約書締結は想定していません。
79	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます)	契約書(案)第2条のとおり、契約金額は基本料金及び電力量料金のみです。各社独自の料金単価がある場合でも基本料金及び電力量料金に含めてください。
80	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、単価表、月別内訳表及び計算書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。 不可の場合、弊社の様式にて作成しても良いという認識でお間違いないでしょうか。	入札書の別紙となる単価表、月別内訳表及び計算書には基本料金及び電力量料金などの記載とします。各社独自の料金単価がある場合でも基本料金及び電力量料金に含めてください。なお、入札書の別紙の様式は任意となります。
81	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	官報で公表する金額は落札価格総額のみです。

82	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭 2 桁	①東北電力株式会社 ② 0 2
83	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
84	契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	契約電力が 500 k W 以上の協議制となる予定はありません。仮に協議制となった場合は、契約書（案）7、8 条のとおり、協議に応じます。
85	現在の計量日をご教示ください。	計量日は毎月 1 日です。
86	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承くださいいただけますか。	送電開始日は 10 月 1 日、計量日はNo.26 のとおり。
87	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置はついています。
88	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留め、封緘必須など、ご指定はありますか。 郵送提出の場合、簡易書留またはレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。	入札書の提出方法は、入札説明書 4 (4) のとおりとし、特に細かい指定はありません。 入札書を郵送する場合は、入札説明書に記載のとおり、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等受取人への到達が確認できる方法で提出してください。
89	入札説明書「入札総価に対する月別内訳表及び計算書」と記載がありますが、月別内訳表 1 枚で入札金額を積算いたします。よろしいでしょうか。不可の場合「計算書」とはどういった資料を指しますでしょうか。	差し支えありません。 なお、月別内訳書等は各施設別に作成してください。

90	入札書別紙（例）がありますが、別紙-2 入札書＋入札書別紙 2 枚（2 地点分）＋各社任意の内訳書（2 地点分）の 3 種類が必要という理解でしょうか。 入札書別紙（例）はあくまで例示であり、入札書別紙としての入札金額積算内訳書は各社任意様式という理解ですか。	入札説明書の別紙として提出を求めている算出の根拠となる単価表、入札総価に対する月別内訳表及び計算書は任意様式のため、必要事項が記載されてあれば 1 枚にまとめて作成しても構いません。
91	警察学校および機動隊で同じ単価設定の場合、例示の入札書別紙は 1 枚ずつでよろしいですか。	No.89、90 のとおり。
92	入札金額積算時、各地点の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1 つの内訳書を作成してもよいですか。各地点の内訳書を作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらですか。	入札書別紙は施設別に月別内訳がわかるように作成してもらえれば構いません。 計算方法はどちらの方法でも構いません。
93	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいですか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで表示させる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1 年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1 円未満の端数を切り上げる。	問題ありません。
94	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。	No.55 のとおり。
95	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	No.3 のとおり。

96	①弊社が契約に至った場合、入札時点の管区内旧一般電気事業者約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	①No. 4 のとおり。 ②No. 7 のとおり。
97	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください（開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です）。	No.67 のとおり。
98	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	振込手数料はNo.12、支払期日はNo.71 のとおり。
99	①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月 7 営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。②紙の請求書の発行には、330 円のご負担をいただきますがよろしいですか。（WEB マイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です）	No.10 のとおり。
100	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。	問題ありません。
101	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。	No.13 のとおり。

102	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。	請求書は施設ごとに作成してください。
103	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。	問題ありません。
104	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	了承します。
105	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。	No.6 のとおり。
106	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。	No.7 のとおり。
107	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。	No.14 のとおり。

108	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができません可能性があります。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	落札後、送電開始に間に合うよう双方の協議により日程を調整します。
109	①特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後 1 回の提出でご了承いただけますか。 ②認められない場合、特定電源割当証明書は半年ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後 1 回の提出となりますが、ご了承いただけますか。	No.60 のとおり。
110	特定電源割当証明書について供給元電源情報が確定した情報を記載と記載がありますが、上記の通り割り当てられた供給元原電情報を確認するための非化石証書は契約満了後 1 回のご提出となります。供給元電源情報は確定情報の記載が必須でしょうか。	仕様書 2 (9)記載のとおり、供給元電源情報は確定情報の記載が必要です。
111	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での 1 枚の発行となりますがご了承いただけますか。施設毎の発行対応が必須となりますか。必須の場合、下記質問の通り非化石証書取得までお時間を要す場合があります。特定電源割当証明書の提出期日は協議いただけますか。	仕様書別紙 3 のとおり、施設ごとに発行してください。 特定電源割当証明書の提出期日はNo.60 のとおり。
112	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で 5 か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますか。	No.60 のとおり。

113	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の 30 分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	市場連動プランでの応札は認めません。
-----	--	---------------------------